

**停止条件付無償譲渡契約が破産法 160 条 3 項の趣旨に反するとされた事例**

【文献種別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 令和 6 年 8 月 29 日

【事件番号】 令和 4 年（ワ）第 12462 号、令和 4 年（ワ）第 16081 号

【事件名】 動産引渡等請求事件（第 1 事件）、参加申出事件（第 2 事件）

【裁判結果】 一部却下、一部棄却

【参照法令】 破産法 160 条 3 項

【掲載誌】 判時 2631 号 37 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25616985

東京立大学准教授 加藤甲斐斗

**事実の概要**

平成 30 年、高圧・低圧受配電設備機器の販売及びレンタル等を業とする会社である A 社は、食料品等の小売等を営む Z 社との間において、A 社が所有するキュービクル 2 台（以下、それぞれを「本件動産 1」、「本件動産 2」という。また、両者をあわせて「本件各動産」という）それぞれにつき、Z 社の店舗に設置し、さらに、Z 社に対して電気の供給を行うことを内容とする電気供給契約（以下、両者の契約をあわせて「本件各契約」という）を締結した。本件各契約には、A 社について「差押え、仮処分、破産申し立て、民事再生、会社更生の申し立てがされたとき」等、所定の事由が生じた場合に、Z 社が契約を解除又は解約することを停止条件として、A 社から Z 社に本件各動産の所有権を無償で移転する旨の規定があった（以下、この規定を「本件規定」という）。

令和元年 12 月 1 日、A 社は、総合リース業等を目的とする X 社との間で、本件各動産を含む計 3 台のキュービクルについて、X 社を貸主、A 社を借主とするリース契約（以下、「本件リース契約」という）を締結した<sup>1)</sup>。この契約には、A 社につき破産手続開始の申立て等があったときは、X 社は、催告を要せずに直ちに上記契約を解除することができる旨の規定が定められていた。

令和 3 年 11 月 25 日、東京地方裁判所は、債務者を A 社とする債権差押命令を発した。その後、同年 12 月 1 日、Z 社は、本件各契約を解除又は

解約した。これにより、本件各動産の所有権は A 社から Z 社に移転した。

令和 3 年 12 月 16 日、A 社は、東京地方裁判所に対し、破産手続開始の申立てを行い（以下、「本件破産申立て」という）、同日、破産手続開始決定を受け、Y がその破産管財人として選任された。

令和 4 年 4 月 7 日、X 社は、本件リース契約を無催告解除し、Y に対し、X 社が本件各動産等の所有権を有することの確認等を求める訴え（第 1 事件）を提起した。その後、Z 社は、第 1 事件に独立当事者参加し、X 社及び Y に対し、Z 社が本件各動産の所有権を有することの確認を求めた（第 2 事件）。

Y は、Z 社に対し、抗弁として、破産法 160 条 3 項に基づき、本件規定に基づく本件各動産の所有権移転を否認する旨の意思表示をした。その理由として、Y は、本件規定は、破産法 160 条 3 項の規定の実効性を失わせるものである以上、本件規定に基づく本件各動産の無償譲渡は、条件成就時に行われた無償譲渡と同視すべきである等と主張した。

**判決の要旨**

本判決の争点は多岐にわたるが、紙面の都合上、以下の判決の要旨及び判例の解説では、無償行為否認の可否についてのみ紹介、解説する。

「破産法 160 条 3 項は、破産者が支払の停止等があった後又はその前 6 月以内にした無償行為

及びこれと同視すべき有償行為を否認の対象として規定している。その趣旨は、債務者の支払の停止等があった後又はその前6月以内という、債務者の危機時期又はこれに近接する時期において行われる無償行為及びこれと同視すべき有償行為については、その詐害性が強いことから、当該行為を全て否認の対象とすることにより、債権者間の平等及び破産財団の充実を図ろうとするものと解される。

本件規定は、『破産申し立て、民事再生、会社更生の申し立てがされたとき。』という、それ自体として危機時期の到来を示す事由のほか、事業の停止や差押え等という、危機時期の到来又は接近の徴表となる事由が生じた場合に、Z社が『解除又は解約』という一方的な意思表示をすることを停止条件として、本件動産1及び2の所有権をA社からZ社に無償で移転させることを定めるものである……。このような内容からすれば、本件規定は、その合意自体は危機時期の接近前に行われたものであるが、合意の当事者であるZ社及びA社は、その合意に基づく本件動産1及び2の所有権移転の効力の発生を、A社の危機時期の到来又は接近の徴表となる事由が生じた場合にZ社が行う一方的な意思表示にかからしめ、これを停止条件とすることにより、A社の責任財産に属していた財産を、A社の危機時期が到来又は接近するや、Z社の一方的な意思表示のみによって無償でZ社に帰属させることによって、これを責任財産から逸出させることをあらかじめ意図し、これを目的として、当該合意をしたものというべきである。

このような本件規定の内容、目的等に鑑みると、本件規定は、破産法160条3項の規定の趣旨に反し、その実効性を失わせるものであって、その合意内容を実質的にみれば、本件規定による本件動産1及び2の無償譲渡は、その停止条件の成就時に行われた無償譲渡と同視すべきものであり、その条件成就の時期（所有権移転の時期）がA社の支払の停止等があった後又はその前6月以内であれば、同項の規定に基づく否認権行使の対象となると解するのが相当である。……

本件動産1及び2については、令和3年12月1日に本件規定に定める停止条件が成就したものと見え、同日、その所有権がA社からZ社に移転

したものと認められるところ、本件破産申し立てがされたのは同月16日であるから、本件規定による本件動産1及び2の無償譲渡は、A社の支払の停止等の前6月以内にされたものと同視すべきであり、破産法160条3項に基づく否認権行使の対象となり得るものと認められる。」

## 判例の解説

### 一 本判決の意義

停止条件付無償譲渡を含む本件各契約自体は、A社の支払停止や破産手続開始の申し立て（以下、「支払停止等」という）から6か月よりも前に締結されていた。もっとも、本件停止条件は、A社に倒産手続開始の申し立てや差押え等といった危機時期の到来又はその接近を示す事情が生じた場合に、Z社が一方的に解除又は解約の意思表示をすることを条件とするものであった。そこで、本件規定に基づく無償譲渡が破産法160条3項の規定の趣旨に反するものとして、無償行為否認の対象となるのが問題となった。

本判決は、まず、本件規定が、A社の責任財産に属していた財産を、A社の危機時期が到来又は接近するや、Z社の一方的な意思表示のみによって無償でZ社に帰属させることによって、これを責任財産から逸出させることをあらかじめ意図、目的としたものであることを認定する（以下、このような否認規定を潜脱しようとする意図を「潜脱意図」という）。そのうえで、本件規定が破産法160条3項の規定の趣旨に反し、その実効性を失わせるものである以上、本件規定による無償譲渡は、その停止条件の成就時に行われた無償譲渡と同視すべきものであり、その条件成就の時期が債務者の支払停止等があった後又はその前6か月以内であれば、同項の規定に基づく否認権行使の対象となる旨明らかにした。本判決は、実質論に基づき、破産法160条3項の拡張適用をはじめて認めたものであり、理論上、実務上も重要な意義を有すると考えられる<sup>2)</sup>。

### 二 無償行為否認の趣旨等

破産法160条3項は、破産者が支払停止等があった後又はその前6か月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為を否認することがで

きる旨定める。例えば、破産法 160 条 1 項 1 号は、破産者の債務超過や詐害意思を要件とし<sup>3)</sup>、さらに、消極的要件として受益者の善意を挙げているが、無償行為否認は、行為の内容及び時期のみに着目し、当事者の主観を問題としない<sup>4)</sup>。このように要件を緩和して否認を認める趣旨としては、第 1 に、危機時期後又はこれに近接してされた無償行為は、破産債権者の利益を害するおそれが高いこと、第 2 に、受益者は対価を支払うことなく利益を得ている以上、緩やかに否認を認めても公平に反しないことが挙げられる<sup>5)</sup>。本判決も破産法 160 条 3 項の趣旨について無償行為の有害性を根拠して挙げる。

無償行為否認の性質については、詐害行為否認・偏頗行為否認の 2 分法に立つ現行法の下では、詐害行為否認の特殊類型と解する見解が一般的であるが<sup>6)</sup>、これらとは異なる第 3 類型の否認であると解する見解<sup>7)</sup>も主張されている。

### 三 本件規定による無償譲渡と無償行為否認

本件規定による無償譲渡が効力を生じた時点は、A 社が支払停止をした 6 か月以内であった。しかしながら、本件規定を含む本件各契約は、A 社が支払停止をした 6 か月よりも前に締結されている。そのため、破産法 160 条 3 項を直接適用することはできない。これに対して、Y は、本件は、最判平 16・7・16 民集 58 卷 5 号 1744 頁（以下、「平成 16 年最判」という）と同様の事案であると主張して、無償行為否認を認めるべきであると主張した。

平成 16 年最判は、債権譲渡人について支払停止又は破産申立てがあったことを停止条件とする債権譲渡契約にかかる債権譲渡は、当該契約が支払停止等の前に締結されたとしても、支払停止等になされた債権譲渡と同視すべきであるとして、旧破産法 72 条 2 項（現行破産法 162 条 1 項 1 号）に基づく否認権行使の対象となる旨、判示した判例である。同最判は、このように解する理由として、かかる契約は、支払停止等の危機時期に至るまで債務者の責任財産に属していた債権を債務者の危機時期が到来するや直ちに当該債権者に帰属させることによって、これを責任財産から逸出させることをあらかじめ意図し、これを目的とするものであって、旧破産法 72 条 2 項の趣旨に反し、

その実効性を失わせるものであることを指摘する。

本件と平成 16 年最判とでは、問題となっている否認が偏頗行為否認ではなく無償行為否認であること等の相違がある。もっとも、本判決は、同最判を引用こそしていないが、おおよそこれを踏襲した解釈を示している。偏頗行為否認も無償行為否認も破産財団に組み込まれるべき財産を財団に復帰させることを目的とする強行規定であると解されること、平成 16 年最判で問題となった停止条件付債権譲渡契約も本件規定も、公示なくして、債務者の経済的状況が悪化した時点で当該財産を逸出させる点で否認規定を潜脱するものであること、といった共通項に着目し、本件についても平成 16 年最判の趣旨が妥当すると考えたのであろう<sup>8)</sup>。

### 四 若干の検討、本判決の射程

本判決は、当事者の潜脱意図に着目して、実質論に基づく拡張適用を認めたが、かかる拡張適用は理論的に正当か。潜脱意図に着目し、無償行為否認の拡張適用を肯定することについては、次のような批判が考えられる。すなわち、破産法 160 条 3 項は、専ら行為の内容及び時期という形式的要件のみを定め、当事者の主観を問わない規定であるにもかかわらず、これと整合するののかという批判である。さらに、無償行為否認を詐害行為否認の特殊類型、すなわち通常の詐害行為否認を緩和した類型と捉える立場からは、すでに緩和されている否認を実質論に基づいてさらに拡張することは、否認制度の不当な拡張に当たるのではないか、との批判もあり得る。

もっとも、前者の批判に対しては、破産法 160 条 3 項が形式的要件のみに着目しているのは、受益者等の善意が否認権行使の妨げとならないことを意味するにとどまり、契約当事者に潜脱意図がある場合にまで同項の拡張適用を否定する趣旨ではないと反論することができる。というのも、同項が破産者の詐害意思を要件としていないのは、危機時期後又はこれに近接する時期における無償行為それ自体から、詐害意思を擬制し得るからである<sup>9)</sup>。すなわち、無償行為否認もまた破産者の詐害意思を根拠としているのであって、当事者の主観を完全に排除しているわけではないといえ

る。また、後者の批判についても、否認制度の不当な拡張ではないと反論することができる。無償行為否認は、詐害行為否認の一類型と位置付けられ得るものの、破産法 166 条の適用が除外されていることから明らかなように、他の否認類型に比べて、とりわけその実効性を確保する必要性が高いと理解されている<sup>10)</sup>。さらに、本件のように潜脱意図が認められる場合には、拡張適用を認めたとしても、受益者に不測の不利益が生じる可能性は小さい。すなわち、受益者は、債務者に危機時期が到来し、またはその兆候を示す事情が生じたことを契機として、はじめて対象財産の所有権を取得し、これを自己の所有物として使用収益することとなる以上、破産手続開始時において、当該財産について長期間の使用収益に基づく一種の既得的地位を得ている可能性は低い。以上から、拡張適用を認めることは、無償行為否認の実効性を確保するうえで必要であり、かつ公平の観点からも相当である。よって、本判決の解釈は妥当であるといえよう。

最後に本判決の射程について検討する。仮に本件規定が、解除又は解約事由として差押えのみを事由としていた場合、潜脱意図を認定し得るか。この場合も、潜脱意図の認定は妨げられないと解する。なぜなら、差押えは一般に債務者の責任財産が悪化した局面において行われるものであるところ、無償譲渡の時期をあえて差押え後まで留保する合理的必要性は、潜脱意図が認められない限り、通常想定し難いからである。また、本件規定が、一方当事者による解除や解約を介在させることなく、差押え等の事実を停止条件として本件各動産の所有権を移転する内容であったとしても、なお潜脱意図は認定できよう。むしろ、この場合、当事者としては差押えを危機時期の到来や兆候を示す事情と評価していると考えられるから、解除や解約を必要とする規定の場合よりも問題があろう。したがって、上述の場合はいずれも本判決の射程内であると評価すべきである。

●—注

1) X社は、訴外B社から本件各動産を含む動産の所有権を承継取得し、または即時取得したと主張したうえで、自らを貸主、A社を借主とする本件リース契約は有効に成立していると主張した。これに対して、A社は、本件リース契約は、資金調達のため、形式上、X社を貸主と

していたにとどまる旨、反論した。

- 2) 本判決の評釈として、水野信次『判批』銀法 934 号(2025 年) 68 頁がある。
- 3) 伊藤真ほか『条解破産法〔第 3 版〕』(弘文堂、2020 年) 1112 頁以下等。
- 4) 債務者が無償行為時に債務超過の状態にあったこと、または当該無償行為によって債務超過に陥ったことは、無償行為否認の要件にはならないと解されている。民事再生法 127 条 3 項に関する判例であるが、最判平 29・11・16 民集 71 巻 9 号 1745 頁参照(以下、「平成 29 年最判」という)。
- 5) 竹下守夫編『大コンメンタール破産法』(青林書院、2007 年) 632 頁 [山本和彦]、山本和彦ほか『倒産法概説〔第 2 版補訂版〕』(弘文堂、2015 年) 276 頁 [沖野眞已]、伊藤ほか・前掲注 3) 1118 頁、伊藤真『破産法・民事再生法〔第 6 版〕』(有斐閣、2025 年) 620 頁等。もっとも、最判昭 62・7・3 民集 41 巻 5 号 1068 頁や平成 29 年最判は、無償行為が対価を伴わないものであって破産債権者や再生債権者の利益を害する危険が特に顕著であることのみを指摘するにとどまる。これは、無償性を破産者側の観点からのみ捉える限り、否認を緩やかに認めても常に公平に反しないとはいえないためであるとされる。山本和彦「無償否認に関する若干の考察——最近の裁判例を手がかりに」伊藤真ほか編『倒産法の実践』(有斐閣、2016 年) 252 頁注 21。
- 6) 山本ほか・前掲注 5) 276 頁 [沖野]、伊藤・前掲注 5) 621 頁等。
- 7) 北秀昭「法人(事業会社)保証と無償否認—新破産法下での保証等の『有害性』について—」椿寿夫ほか編『法人保証・法人根保証の法理—その理論と実務—』(商事法務、2010 年) 315 頁以下等。
- 8) 最判平 16 年が否認を認めた理由の 1 つとして、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第 4 条による公示や対抗要件具備が可能であったにもかかわらず、これを用いなかったことが指摘されている。宮坂昌利『判解』最判解民事篇平成 16 年度(下) 522 頁以下等。本件規定のような特約については、そもそも公示制度が存在しないが、無償行為の有害性が高いことに鑑みれば、このような公示可能性の欠缺は、否認を否定する理由とはならないというべきであろう。
- 9) 山本ほか・前掲注 5) 276 頁 [沖野]、水元宏典「無償行為の否認と債務超過要件に関する一考察」多比羅誠弁護士喜寿記念論文集『倒産手続の課題と期待』(商事法務、2020 年) 259 頁以下等。
- 10) 破産法 166 条かっ書が無償行為否認を除外しているのは、この場合、取引の安全等を考慮する必要性に乏しく、否認を否定すると、否認の範囲を拡張した制度の趣旨が没却されるおそれがあるためであると説明される。小川秀樹編『一問一答 新しい破産法』(商事法務、2004 年) 234 頁。